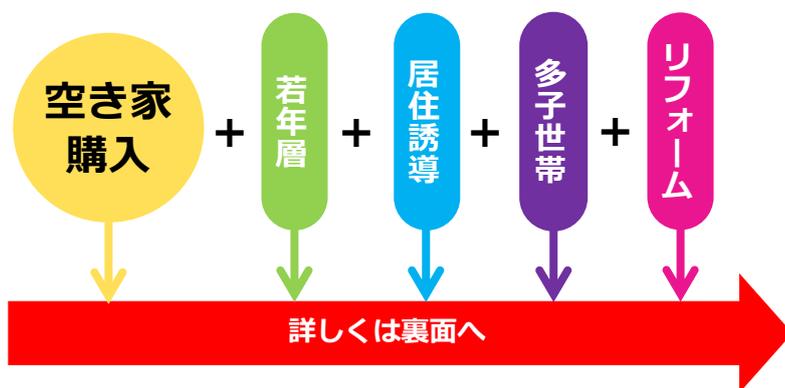


空き家を購入して暮らそう 住むまち犬山で

空き家の活用 支援します！

あきや活用支援事業

犬山市では、空き家の活用を促進するために、空き家を購入する費用の一部を補助します。



[あきや活用支援事業]とは？

基本補助

空き家バンクに2年以上登録された空き家を購入する人に **100万円** (※) を補助します。
(※) 下記の加算補助も含めて、購入費用の1/2が上限金額です。



加算補助

若年層

犬山市に定住する若い世帯を応援します！ **加算額20万円**

条件：居住した申請者又はその配偶者(※)のどちらかが40歳以下であること。

(※) 1年以内に結婚する場合や、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の証明を受ける場合も対象。

居住誘導区域

居住誘導区域への定住を支援します！ **加算額20万円**

条件：居住する空き家が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内(※)であること。

(※) 区域の確認は、市HPで「犬山市立地適正化計画」を検索するか、下記問合せ先までお問合せください。

多子世帯

犬山市に定住する多子世帯を応援します！ **加算額20万円**

条件：申請者が3人以上かつ第3子以降の子が中学生以下の世帯であること。

リフォーム

購入した空き家のリフォームを支援します！ **加算額20万円**

条件：空き家の購入者が自ら工事を契約し、3月第二金曜日までに完了すること。

加算補助を含めると **最大180万円** (※)

(※) 購入費用の1/2が上限金額です。

申請の注意点

- ※ 空き家の購入前に補助金の申請をする必要があります。 (申込み締切りは1月31日)
- ※ 若年層・居住誘導区域・多子世帯加算は住民票の異動が、リフォーム加算は工事と支払いが、3月の第二金曜日までに完了しないと、加算の対象となりませんので、ご注意ください。
- ※ 到着順 (受付順) で、予算の範囲内で補助します。

詳しくはホームページや窓口でご確認ください

(URL) <https://www.city.inuyama.aichi.jp/lifescene/1007549/index.html>

申込み&問合せ

都市計画課 建築指導担当 (本庁舎2階) まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン) FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp